

議案第 1 号

損害賠償請求事件の和解について

下記の事件を和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 月 2 8 日提出

京丹後市長 中 山 泰

記

1 事件名 京都地方裁判所宮津支部令和 2 年（ワ）第 3 1 号損害賠償請求事件

2 事件の概要

平成 2 8 年 3 月 2 日、午後 1 0 時 3 0 分頃、市道間人漁港線から転落した事故に関して、相手側（原告）から京丹後市を被告として、令和 2 年 1 2 月 1 4 日、京都地方裁判所宮津支部に損害賠償を請求する訴えが提起されていた事件

3 和解の概要

- (1) 被告は、原告に対し、令和4年3月7日限りにおいて、既払い金50万円を除き、金1,200万円を支払うこととする。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件事故に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 損害賠償（和解解決金）の額 12,500,000円

5 和解の相手方 京丹後市丹後町在住 個人

提案理由

京都地方裁判所宮津支部令和2年(ワ)第31号損害賠償請求事件に関し、同裁判所の和解の提案に基づく和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものである。

経 過

- ・平成28年 3月 2日 事故発生
- ・平成29年 5月19日 治療費の概算払いとして、相手側へ50万円を支払い
- ・令和 2年 4月 1日 相手側から京丹後簡易裁判所へ調停の申立て
- ・令和 2年10月14日 第3回調停において調停案の提案
- ・令和 2年11月16日 相手側から京丹後簡易裁判所の調停案の受入れ拒否
- ・令和 2年12月14日 相手側から京都地方裁判所宮津支部へ訴状の提出
- ・令和 3年11月30日 弁論準備において口頭で和解案の提案
- ・令和 3年12月10日 京都地方裁判所宮津支部から和解案の提案

